

環境社会配慮ガイドライン包括的検討 助言委員会ワーキンググループ テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ

- 論点6.2「世銀ESS3 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理に係る要件の参照の要否」

① レビュー調査結果（論点6.2）

■ 国際機関、バイドナーの汚染対策への対応状況の確認

ESS 3「効率的な資源管理と汚染防止」

- 借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法またはEHSガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策をとって緩和する。
- 借入人は有害・一般廃棄物の排出を回避する。もし回避できない場合には、排出を最小限にし、再利用する。再利用もできない場合には、環境・安全に適した方法で処理・廃棄する。（ESS3 para 17-18）
- 借入人は、国際的に認可された場合でない限り、化学・有害物質の製造・取引・使用を回避する。借入人は、有害物質の使用を最小化する。プロジェクトで扱われる有害物質の製造、運搬、保管などについては、ESIAの中で検討される。（ESS3 para 19-20）

（レビュー調査最終報告書（案）p4-18）

① レビュー調査結果（論点6.2）

- 害虫管理が必要とされるプロジェクトの場合、借入人は総合的病害虫管理（Integrated pest/vector management: IPM/IVM）アプローチを選択する。借入人は、EHSガイドラインを遵守していないもしくは国際的に禁止された殺虫剤は使用しない。そのほかESS3 para 22, 23にある（人体への負の影響がほとんどない等の）基準に合致しない殺虫剤も使用しない。重大な害虫管理が生じるプロジェクトの場合や、害虫駆除製品への融資がプロジェクトの大部分を占める場合には、借入人は害虫管理計画（Pest Management Plan: PMP）を策定する。（ESS3 para 21-25）
- IFCのPS 3「資源効率と汚染防止」でも、事業を実施する国の国内法がEHSガイドライン上の要件や対策との間に差異がある場合、IFC事業はどちらか厳しい方の要求水準と対策をとることが求められる。

（レビュー調査最終報告書（案） p4-18）

② 包括的検討での検討ポイント

論点6.2「世銀ESS3 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理に係る要件の参照の要否」

1. 世銀ESS3 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理で求める要件を環境社会配慮ガイドラインで考慮する場合の留意点

■ 現行JICAガイドラインにおける関連事項記載

2.6 参照する法令と基準

2. JICAは、相手国及び該当地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。

3. JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

法令、基準、計画等との整合性

1. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。

参考（論点6.2）

- 現行の環境社会配慮ガイドラインにおいて、「配慮すべき項目」として以下の通り記載有。

別紙1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」

「検討する影響の範囲」

1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全含む)。

また、上記に基づき、GL別添の「環境チェックリスト」にてセクター毎の必要性に応じた有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理の配慮項目が含まれている。(例:廃棄物セクター、農業・林業セクター等)